

第 1 回堺市調査書誤記載検証委員会議事録

開 催 日	令和 4 年 6 月 28 日（火曜）午後 4 時 15 分～午後 6 時
場 所	堺市役所本館 3 階大会議室 1
出 席 委 員	竺沙知章委員、亀井克之委員（オンライン）、岡田正次委員、 宮本圭子委員、太田佳世委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長、長山秀基教育監 中山真裕美教委総務部長、太田雅之学校教育部部长理事 岩井伸司教委総務課長、橋本宏司教育政策課長

《開会》

橋本教育政策課長	<p>本日はお忙しい中、第 1 回堺市調査書誤記載検証委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>私は教育政策課長の橋本と申します。座長選出まで議事進行をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
橋本教育政策課長	<p>まず検証委員会の設置目的につきましてご説明申し上げます。</p> <p>本検証委員会は、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書誤記載が本市において複数発生した事案につきまして、原因究明、再発防止策、組織運営等の検証を行うため、外部有識者からご意見をいただくために設置したものでございます。</p> <p>本検証委員会は、堺市調査書誤記載検証委員会開催要綱に基づきまして、会議は公開としてございます。また、会議終了後会議録を作成の上、市政情報センターに配架し、公表する予定でございます。</p>
橋本教育政策課長	<p>それでは、初めに本検証委員会の委員の皆様をご紹介します。</p> <p>本日オンラインでまだ接続が確認できてございませんが、関西大学社会安全学部 教授 亀井委員が出席予定でございます。</p>
橋本教育政策課長	<p>続きまして、京都教育大学大学院連合教職実践研究科 副学長・教授 竺沙委員でございます。</p>
竺沙委員	<p>竺沙でございます。よろしく願いいたします。</p>
橋本教育政策課長	<p>金蘭会高等学校・中学校 校長 岡田委員でございます。</p>
岡田委員	<p>岡田でございます。よろしく願いいたします。</p>
橋本教育政策課長	<p>第一法律事務所 弁護士 宮本委員でございます。</p>
宮本委員	<p>宮本でございます。よろしく願いいたします。</p>
橋本教育政策課長	<p>堺市 P T A 協議会 前理事 太田委員でございます。</p>
太田委員	<p>太田と申します。よろしく願いいたします。</p>

《教育長あいさつ》

橋本教育政策課長	<p>それでは開会にあたりまして、日渡教育長から一言ご挨拶を申し上げます。教育長、よろしく願いいたします。</p>
日渡教育長	<p>教育長の日渡でございます。</p> <p>この度、本市における調査書誤記載事案について、様々な観点で検証していただくため、調査書誤記載検証委員会を開催させていただき運びとなりました。よろしく願いいたします。</p> <p>委員の皆様方には、急なお願いにも関わらず、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>調査書の誤記載は、生徒の人生に大きく影響するものでございます。生徒の皆様、保護者の皆様の悲しみ、ご心配、ご心労に対し、この場をお借りして、深くお詫び申し上げます。</p> <p>後ほど、事務局より説明がありますが、そのような事案でありながら、本市で</p>

	<p>は6年間連続して誤記載が発生しております。今年度においては合否に影響する事案も発生しました。</p> <p>このことは、教育委員会と学校の意識に課題があったと言わざるを得ません。そして、教育委員会としては、原因究明と改善策を図り、市民の皆様の信頼回復に努めなければなりません。</p> <p>検証委員会の皆様方におかれましては、それぞれのご専門、お立場から、様々な観点で、忌憚のないご意見を是非お願い申し上げます。</p>
橋本教育政策課長	<p>教育長におかれましては、ここで退席させていただきます。</p>

《資料確認》

橋本教育政策課長	<p>それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料1は、配席図でございます。</p> <p>資料2は、委員名簿でございます。</p> <p>資料3は、堺市調査書誤記載検証委員会開催要綱でございます。</p> <p>資料4は、誤記載事案の概要となっております。</p> <p>参考資料として2点ございます。</p> <p>参考資料1は、調査書作成工程でございます。</p> <p>参考資料2は、堺市調査書作成点検マニュアルでございます。</p> <p>以上、全てお揃いでしょうか。</p>
----------	---

《座長選出》

橋本教育政策課長	<p>本検証委員会の座長の選出に移りたいと思います。</p> <p>資料3をご覧ください。座長の選出につきましては、要綱の規定によりまして、互選としてございます。</p> <p>それでは、座長の選出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
岡田委員	<p>今回、学校現場と学校を指導監督する教育委員会、二つによって生じた事案であると考えれば、一つは学校経営や教育行政の専門の方が座長になっていただけたらありがたいと思います。そういう点で、笠沙委員にお願いできればと思います。僭越ですが、よろしくご検討ください。</p>
橋本教育政策課長	<p>他にご意見はございませんでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、笠沙委員に座長をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、今後の進行につきましては、座長をお願いしたいと思います。</p>
笠沙座長	<p>ただいま座長を拝命いたしました笠沙と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>教育行政や学校経営について長年研究する形で関わらせていただけてきましたので、少しでもその経験を生かしながら、また委員の皆様のご意見を踏まえて目的を達成したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
笠沙座長	<p>議事に移ります前に、要綱の規定をご覧ください。座長に事故があるということがわかったときはあらかじめ、座長の指名する構成員がその職務を行う、となっております。そこで副座長を指名したいと思います。宮本委員、お願いできませんでしょうか。</p>
宮本委員	<p>はい。</p>
笠沙座長	<p>ご快諾をいただきましたので、宮本委員に副座長をお願いしたいと思います。</p>
橋本教育政策課長	<p>亀井委員がオンラインでご出席になりましたので、ご紹介させていただきます。関西大学社会安全学部 教授、亀井委員でございます。</p>
亀井委員	<p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>

《誤記載発生原因について》

笠沙座長	<p>それでは次第に沿って進めます。</p> <p>次第3、誤記載事案発生の原因について、まずは事務局からご説明をいただきたいと思ひます。</p>
------	---

岩井教委総務課長

総務課長の岩井と申します。よろしくお願いたします。

本委員会は全3回を予定しておりまして、本日は誤記載の原因についてご意見いただきたいと思っております。

なお、2回めにつきましては本日のご意見を踏まえた内容の引き上げや再発防止、3回めでは報告書素案をお示しできればと思っております。

資料4と参考資料1でご説明させていただきます。

まず資料4をご覧ください。「1. 大阪府公立高等学校入学者選抜について」でございます。こちらでは入学者選抜の制度についてご説明いたします。

「入学者選抜制度の変遷」でございますが、府内では学区が撤廃され、平成28年度選抜より現在の制度が始まりました。教科の評価方法の統一や、高校のアドミッションポリシーの導入などがございます。中学校の絶対評価に活用される大阪府チャレンジテストの導入や活用方法、対象学年が段階的に整理されまして、現在の中学3年生が受験します令和5年度選抜で完了ということになります。

次に「2) 調査書作成の概要」でございます。

本市では出席管理や成績処理等に子どもサポートシステムというシステムを導入しております。公立高校の入学者選抜に要する調査書は、大阪府が指定する調査書作成ソフトを使用する必要があります。府ソフトはあくまで調査書を作成するだけのものであるため、3年間の成績処理は子サポで行い、そのデータを府ソフトに反映する作業が必要となっております。

堺市、大阪府それぞれマニュアルを作成して各中学校に示しております。

なお、本市の子どもサポートシステムは「C4th」というソフトでありまして、府内の他の教育委員会も利用しているとお聞きしています。

ここで、調査書の作成工程をご説明します。参考資料1「調査書作成工程概要」をご覧ください。

堺市のマニュアルでは、各校において事務体制を整備するよう示しております。校長・教頭のもと、子サポを担当する学籍・成績管理者、府ソフトを担当する調査書作成担当者を置き、その下に学年ごとに委員を置くようにしています。しかしながら、記載のとおり事務を学籍等管理者や調査書作成担当で担い、各委員との分担が不明瞭な事例がございます。

次に、子サポの事務でございます。ここで氏名等基本情報を確認いたします。ここで生年月日等が誤って入力された事例が過去にございます。

次に、成績処理を行う入力画面を示しております。「『自校の評定の範囲』内の確認」とは大阪府から示される学校の評定の平均にあるかどうかの確認が必要となります。上の入力画面から下のエクセル表での出力が可能となっております。この段階で、活動/行動の記録の誤記載等の事例がございました。

次に、府ソフトの事務でございます。右下の生徒データファイルに氏名等基本情報を入力いたします。先ほどの子サポから出力したエクセルシートをコピー&ペーストで利用したり、手入力で作業することもあり、そうした作業でのミス事例がございます。

次に、「②『成績一覧表』データを作成する(各学年)」ということで、学年ごとにエクセルの成績一覧表データを作成いたします。こちらで評定等も入力いたします。ここで少し複雑なのがこのページの真ん中にあります、子サポの画面から出したエクセルシートでございます。

子サポでは生徒ごとに生徒管理コードが自動的に付与されます。ただ調査書作成のための府ソフトの成績一覧表データにする場合は、個人番号を新たに変えて入力しております。理由としましては、そのエクセルデータには生徒の名前がございませんので、管理しやすいようにわかりやすい番号に変えるというように、市のマニュアルにも、大阪府の説明資料にもありますので、番号を変えて入力しています。この作業の中で番号の変換や、その段階で混乱してデータを間違えるというミスが過去にございました。

次に、③生徒データと、各学年の成績一覧表のエクセルをインポートしまして、調査書を作ります。こちらは特別選抜用と一般選抜用の2回行う作業になります。

次に、調査書の作成ということで、各工程で複数名で確認した上で、調査書を出力、押印ということになっておりまして、市のマニュアルでは、ここで学籍等管理者と調査書作成担当者が出力した調査書と子サポの内容を2回点検するというようにしております。

次に、「大阪府立公立高等学校入学者選抜の方法について」の資料の「合格者決定までの手順」についてご説明します。

まず、学力検査と調査書の総合点、こちらは学校によって割合が異なりますが、この総合点から募集人員の9割を合格とします。募集人員の110%のうちの残りの2割をボーダーゾーンとして、生徒が記載する自己申告書と、調査書の活動／行動の記録から、各学校のアドミッションポリシーに極めて合致する者を優先的に合格にするという制度になっております。

最後のページは調査書の見本でございます。実際に出力するとういう形で出てきます。右下のQRコードを各高校が読み込むという作業になっております。

資料4に戻りまして、1ページの下の方に令和4年度選抜に関するスケジュールを記載しております。2月に特別選抜の出願がございまして、中学校ではそれに向けて特別選抜用の調査書を作成します。また、2月中下旬に私立、特別選抜の進路の状況から、懇談を通して3月初めまでに一般選抜用の調査書を作成するというスケジュールになります。

ここまでが入学者選抜の制度のご説明でございます。

次に、2ページ「2.本市における調査書誤記載事案について（学校の対応）」でございます。

「誤記載の概要」として、平成28年度（29年度選抜）から令和3年度（4年度選抜）にかけて発生した事案についてお示しております。

平成28年度は1校で評定の誤記載がございました。平成29年度は7校で評定や活動等の記録などの誤記載がございました。平成30年度は4校で、対象の生徒数が多いところでは、必要なQRコードが全て漏れていた学校もございました。令和元年度は1校です。令和2年度は7校発生しました。ここまでで毎年評定の誤記載が発生していますが、結果として生徒の合否に影響はございませんでした。

令和3年度においては、特にA校、B校の誤記載が重大であり、2名の生徒の合否に影響を与えました。さらに、B校につきましては、活動等の記録の誤記載も判明しており、現在、全市で再々調査を行っているところでございます。

これらの6年間の事例を分類しております。一つは項目の分類で、下線部分は合否に影響を与えた内容です。成績一覧番号の誤付与や成績データの選択の錯誤でございます。転入生については、子サポにもともと入っていないデータがあり、転入前の学校の情報により大阪府のソフトに直接入力する部分がございます、そこで入力ミスが発生した事例がございます。

二つめの表は、子サポから府ソフトへの作業工程と項目のクロス表です。子サポ作業時の誤記載で、子サポから府ソフトへの加工時、エクセルからエクセルのコピーなどのミスや、府ソフト作業時、直接入力する場面での誤記載の数字を書いています。6年間で、子サポの作業時が6件、子サポから府ソフトへの加工時が9件、府ソフト作業時が13件となっております。

次に4ページをご覧ください。令和3年度（令和4年度選抜）の誤記載が判明した5校の内容、原因と背景について記載しております。

表にあります下線部分は堺市のマニュアル違反に該当するもので、波線の部分はマニュアルを除きまして作業ミスに該当するものを示しております。

まずA校でございます。原因は、子サポの生徒管理コードと府ソフトの成績一覧番号の対照を誤ったことでございます。3年間の成績一覧番号を管理する際、1年生のデータで、子サポで付与される生徒管理コードの順番に並べた中で、府ソフトで使用する成績一覧番号を貼り付けました。その後、3年生のデータで、子サポの生徒管理コードの順番とした表に、1年生の成績一覧番号を貼り付けたのですが、成績一覧番号が同じであれば問題ないのですが、1年生から3年生の間に、子サポの生徒管理コードの変更があった生徒がいたため、成績一覧番号の貼

岩井教委総務課長

り付けに行ずれが発生したものでございます。

また、点検の際も子サポと調査書自体の突合は行っておりませんでした。

背景としては、校内で事務体制は示してはいたしましたが、役割等は具体的に示していなかったこと、調査書作成担当者の手順の理解が不十分であったこと、調査書作成担当者をフォローする学籍等担当者が他の業務で余裕がなかったことで、フォローが十分でなかったということでございます。

次にB校でございます。一般選抜用の調査書に特別選抜のデータを選択したことによる誤記載となっております。原因はパソコン作業時のミスで、一つの画面上に、一般選抜用の成績データと特定選抜用の成績データを見比べながらコピーをし、ここで間違っただけのことです。調査書作成担当者は、調査書印刷後、各学級担任に評定以外を点検するように伝え、評定は自分が点検していたということでした。最終点検の際も、子サポと調査書を突合せず、間違っている特別選抜用の成績一覧表と調査書を比べたことなどがございます。

背景としては、同じく役割や作業スケジュールの共有がないこと、経験のある調査書作成担当者が過信し、業務を抱え込んでいたということと、他の教職員も作業を委ねていたことなどにあります。

合わせて、この6月に卒業生の開示請求があり、調査書にある活動／行動の記録の誤記載も発覚しております。

こちらは現在改めて市内で調査をしているところでございますので、次回の会議のときにはお示しできるかと思っております。

次にC校でございます。こちらは大阪府ソフトの1年生の成績一覧表のデータを作成後、修正をしたのですが、それを誤って2年生のフォルダに保存しました。修正前のデータは1年生のフォルダに残ったままになっており、調査書を作成するときに修正前の1年生のデータを吸い上げたため、誤った調査書作成してしまったということでした。この学校におきましても最終の調査書の点検について、子サポと調査書自体の突合を行っておりませんでした。

D校については、1名の生年月日の誤入力で、E校については、性別の誤入力で、ともに「間違っているかも」という視点で確認せず、見逃したものです。

この項目でポイントとしてまとめております。

一つは、評定を中心に点検した結果、誤記載項目別では28件中、評定の誤りが11件、生年月日・性別の誤りを8件でございます。作業工程別では28人中、府ソフトの作業時が13件で、子サポから府ソフト加工時が9件となっております。

また、点検により誤記載が防止できるのですが、最初の誤入力等の段階以外に、調査書作成の最後の段階でも点検ができていないということ、また、校内の調査書作成事務体制が形骸化してはいて、特定の教職員業務となっているということ、最後にマニュアルや作業手順の理解が不足していたことなどがございます。

最後に、「3. 教育委員会事務局の対応」をご説明させていただきます。ここでは教育委員会事務局が誤記載に対してどのように対応してきたかを示しております。

「1) 入学者選抜に関する調査書作成と誤記載判明までのこれまでの流れ」でございます。

例年11月ごろ大阪府が実施内容を決定いたしまして、本市担当課である生徒指導課が各校に周知、研修を行っております。2月頃から高校受験の出願に向けまして、中学校では懇談や調査書の作成を行います。

残念ながら誤記載が判明しますと、中学校から報告があり、初動としまして、生徒指導課から当該校に指導主事を派遣いたしまして状況を把握し、教育委員会事務局内での報告、大阪府教育委員会へ報告しております。

誤記載が発生すると、全校一斉調査を実施いたしまして、中学校が調査の点検を行い、誤記載がございましたら高校への調査書の差替えや大阪府教育委員会への報告を行っております。

7ページをご覧ください。担当課の学校教育部生徒指導課の概要でございます。

主な業務といたしましては生徒指導、いじめ、進路指導の他、登下校の安全確

岩井教委総務課長

保の総合調整などとなっております。

所属職員は全て教員の指導主事であり、うち半数が中学校籍となっております。学校勤務時に進路指導主事を経験した職員はおらず、各政令市に確認したところ 20 市のうち堺市を入れて 4 市が、進路指導主事の経験者がいないという状況でございます。

続きまして「2) 調査書の誤記載が判明した際の教育委員会事務局内の報告等について」、先ほどご説明しましたとおり、誤記載が判明した際、担当課は当該校からの報告を受け、教育長、大阪府教育委員会に報告をしております。

平成 29 年度に 7 校で誤記載が発生した際は、当時の市長に報告をしております。この際、合否に影響がないことということで報道提供は行っておりませんが、このような判断をいつ行ったかについての時期等は不明でございます。合わせて教育委員への報告も行われておりませんでした。

令和 2 年度におきましては、当時の教育長が誤記載を起こした学校に対し、厳正な対処を指示したところですが、過去の事例との関連から、結局処分が行われないということになっております。ただ、この判断が教育長までフィードバックされているかどうかは不明でございます。

その後、令和 2 年度の全校一斉調査で報告がなされず、追加で誤記載が判明した Q 校につきましては、年度が変わり、現在の教育長に報告をしておりますが、この事案が追加報告であることや、前教育長から厳正に対処するよう指示があったことなどを踏まえた説明はなく、厳正な対処を、ということでしたが教職員人事課との協議も行っておりません。

また、ライン組織で適正な判断に向けた十分な議論があったかなども記録もなく不明でございます。

合わせて、類似事例として、府内の他市の事例で、一般選抜用に特別選抜用のデータを使用したため、4 名の生徒が追加合格となった事案を参考で挙げております。

次に「3) 調査書の誤記載が判明した際の生徒指導課から学校に対する主な指示について」でございます。

誤記載が判明した際、聞き取りやマニュアルの履行を指導しますが、学校が顛末書に記載した対応策の実施についての確認はしておりません。

平成 29 年度の事案を受けまして、平成 30 年度に堺市独自のマニュアルを作成、研修をしております。その後マニュアルは改訂をしております。進路指導担当教員に向けた研修も継続して実施しております。研修の中で誤記載事例についても周知してまいりました。

令和 2 年度の事案を受けまして、令和 3 年度では全中学校に向けて、調査書が生徒の将来に関わる重大な書類であること、誤記載による信用信頼の失墜、懲戒処分や訴訟になりうることから、調査書作成に絶対に誤りのないように担当課から指導しております。令和 3 年度の対応については表の通りです。

最後に、「4) 生徒指導課職員への聞き取り概要について」でございます。ここでは聞き取りから複数あった意見を示しております。

まず調査書の重要性に対する認識ということで、進路に関する業務は最重要でありまして、調査書作成の時期となれば、担当職員を中心に全課員が緊張感をもって従事していたということでございます。

原因につきましては、マニュアルを遵守して作業を行えば誤記載は発生しないと考えております。業務は多忙であっても、調査書の作成に当たっては複数の担当者で点検しなければならないし、それで防ぐことができる、各学級の担当が最終的に責任を持って点検すれば修正することができるとしております。

誤記載の重要性に関する認識につきましては、性別や生年月日等の記載を間違えることはあり得るが、特に評定と活動等の記録は誤りはあってはならない、誤記載が発生した場合は、大阪府教育委員会から問われるだけでなく、本市としても全校調査が必要だと考えている、調査書の誤記載は、結果として合否に影響がないのであれば、報道機関や人事担当への情報提供までは考えてなかった。

次に、作業内容に関する認識につきましては、各学校の学年主任、学級担任は

岩井教委総務課長	<p>毎年入れ替わる上に、進路指導主事も交代していくことが多いので、調査書作成に関するノウハウが蓄積され難い、チャレンジテストによる評定の変更や、調査書作成に係る作業工程が変更となりまして、その詳細を理解してない管理職・教員がいるということを課題と感じております。</p> <p>最後に、調査書誤記載をなくすために必要なこととして、本市作成のマニュアル遵守や校長会との連携、調査書提出前に指導主事が全中学校での最終点検に立ち会う、誤記載を生起した当該中学校の校長に対し、教育委員会事務局の局長等からの指導を行って危機感を喚起することが必要であるという内容でございます。</p> <p>この項目のポイントといたしましては、誤記載事案の改善や公表の是非に係る意思決定等については記録を残していない、令和2年度の誤記載発覚時や追加の誤記載発覚時において、抜本的に対応を変えることができる機会でありましたが、ライン組織での適正な判断に向けた十分な議論がなされたか不明でございまして、結果として、教育委員会事務局の対応を変えることができなかった。</p> <p>次に、顛末書に記載された対応策の実施について確認していない等、実効性を担保する意識が薄い。</p> <p>次に、誤記載の原因について、学校がマニュアルを遵守できていないこと以外に幅広く踏み込んだ検討がなされていない。</p> <p>性別や生年月日等の記載を間違えることはあり得るが、特に評定と活動等の記録に誤りがあるとはならない、毎年発生していた誤記載についても合否に影響する事案になっていたかもしれないという思いには至っていないのでは、と考えております。</p> <p>以上、資料4と参考資料1についてご説明させていただきました。</p>
竺沙座長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事実関係について、詳細に報告をいただきました。いろいろとご意見をいただくこととなりますが、まずは事実関係でお尋ねになりたいことがありましたら、出していただきたいと思っております。</p> <p>資料4で言いますと、一つめが大阪府公立高等学校入学者選抜についての説明で、二つめが学校の対応についての説明、三つめが教育委員会の対応ですが、それぞれについて確認していきたいと思っております。</p> <p>まず、「1. 大阪府公立高等学校入学者選抜について」、何かご質問はございませんか。この部分はよろしいでしょうか。</p> <p>では、2の部分について、いろいろ気になる箇所はあるのではないかと思います。学校ごとのミスの内容も具体的にまとめておられます。そこについての確認やご質問をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
竺沙座長	<p>では、私から全体的なところで伺いたいと思っております。</p> <p>調査書作成の時期に、中学校はどういう体制で取り組まれているのか。生徒に対する進路指導を行いながら、こうした準備をされているかと思っておりますが、堺市として、3年生の進路指導体制で意識されていることや体制として取り組んでおられることについて、全般的なところで結構ですのでご説明いただけますでしょうか。</p>
太田学校教育課部長	<p>今座長の方からご指摘がありました学校での体制として、年度当初に委員や調査書作成担当者、学籍・成績管理者が決まります。</p> <p>また、学年編成で3年生担任になった者、さらに1、2年生の評定も3年生の調査書作成で取り込みますので、各学年でしっかりとその担当者を決めていきます。</p> <p>そうした中で一番気をつけなければならないことは、学年が変わったときに、担当者が異動になる、あるいは生徒にも様々な事情で転出入があるということが起こり得るので、そういったことを進路の対策委員会といったところで確認をしていくということです。</p> <p>各学年の学年主任、特に3年生の主任は進路指導主事と確認しながら、本来でしたら年度当初に細かいスケジュールを立ててやっていくべきところですが、そこまでできていないというような実態もあるのかなと教育委員会では考えてお</p>

	ります。
笠沙座長	ありがとうございます。そうしますと、年度当初に決められる担当者は、3年生の学年団の先生ということになるのでしょうか。
太田学校教育部部理事	学籍や成績全体を管理する、子どもサポートシステムを担当する者は、多くの学校で、教務主任という校務分掌に位置づけられている教員が行いますので、必ずしも3年生の所属とはなりません。 ただし調査書の作成にあたって、1年2年3年を含めた調査書を確定していく担当者については、3年生の教員が大原則になります。
笠沙座長	ありがとうございます。教務主任というのは、教育課程に関わる大事な担当者になられますので、基本的には担任を外れますか。
太田学校教育部部理事	多くの学校で担任を兼任していることはないと思います。専任していると考えています。
笠沙座長	進路指導主事の方は、担任と兼任になりますでしょうか。
太田学校教育部部理事	学校によって絶対はないとは言いきれない部分はありますが、できるだけ避けているというのが実情だと思います。進路指導主事は専任でこの業務をやるようにと考えられていると思います。
笠沙座長	ありがとうございました。 今のご説明で大体イメージしていただけたと思いますが、こういう業務の中心になる方は、担任は外れて業務に集中していて、教務主任には多くの業務がありますので進路だけではないですが、進路指導の中心になられる先生は、基本的にその仕事に専任されて進められているというように理解できると思います。 こういった体制の中で、2～3ページのような事案が起きてしまったということではあるのですが、今のことを踏まえてさらに質問したいことや、事実関係で聞きたいことありますか。
宮本委員	担任はしていない、というご説明でしたが、8ページの「誤記載に対する認識（原因）」の三つめの項目では「各学級の担任が最終的に責任をもって点検をすれば修正することができる（ただし、マニュアルには明記されていない）」とあります。結局、担任であれば勤が働いて、この子はこんな悪い点数のはずがない、あの子はこんなクラブはしていないというように、変だということがわかると思うのですが、担任が点検していないということで、専任はいいけれど、結局勤が働かない人が担当しているということになるのですか。
太田学校教育部部理事	委員ご指摘のように、調査書作成の中心になっている者、それは多くの場合、進路指導主事と呼ばれる職員ですが、先ほど申し上げたように担任は兼任してないことがほとんどです。担任が調査書を見たときに、例えば評定に違和感がある、普段の子どもの学習ぶり、あるいはテストの成績等を懇談で何度も見ているので、そこから気づくチャンスが大きいと思いますし、それ以外の活動の記録等も気づくチャンスはあるのかなと思います。 調査書を作成した後、必ず担任の方でもう一度確認をしてもらい、これは名前や性別ももちろんですが、そういった評定以外の部分についても確認するという作業があれば、さらに確実なものになると思いますので、されるべきと考えています。ただ先ほどもありましたように、マニュアルに明記されておらず、途中の作業で担任が確認しているかもしれませんが、最終的な点検ができていなかったという点をご指摘の通りだと思います。
宮本委員	6ページの「マニュアルや作業手順の理解が不足している」という話ですが、子どもたちにとって重要な作業をしようとしているときに、マニュアルの理解が不足しているとはどういうことなのか、という感じがしますが、その原因を探らなければならないと思います。忙しすぎて、マニュアルを読み込んで十二分に理解した上でやる、というところまでいかないのか、何か他にも原因があるのか、という点についてはいかがでしょうか。
岩井教委総務課長	一つは、マニュアルそのものがどうなのかということはあると思います。資料にもマニュアルをつけていますが、かなりのボリュームで、初めて進路指導主事

	<p>になった方が十分理解できるのかということでございます。また、担任が十分に確認しなかったケースにも関連しますが、進路指導主事がしている作業について、他の教職員がどこまでフォローしているか、意識しているかというところで、結果として、マニュアルも理解をしておらず、先ほどご説明しましたように、評定の元となる子どもサポートシステムと打ち出した調査書を確認せずに、確認しても意味がない資料で最終確認をして、他の教職員からもそれについて指摘されなかったというようなことで、今回のような誤記載が起こったと考えています。</p>
宮本委員	<p>ありがとうございました。今おっしゃったマニュアルは参考資料2のことですか。</p>
岩井教委総務課長	<p>はい。参考資料2でございます。</p>
宮本委員	<p>今ざっと見せていただいても、ごたごたしていて、詳しいのでしょうか何がポイントかわからないので、とりあえずやれと言われたことをやりました、ということになりかねないかなと直感的には思います。もう少しポイントを絞るとか、何が間違えやすいのか、何が大事なのかがわかるようにしたらいいと思います。</p>
岩井教委総務課長	<p>研修の中でも、失敗事例を記載して配布したりしています。例えば調査書におけるQRコードの記載漏れのケースや生年月日の誤記載等、4、5行ぐらいでそれぞれ事例を記載し、ここ数年は毎年のように進路指導担当の教職員にお示ししていますし、昨年は校長にもお示ししています。そのあたりが現場の教職員に十分理解ができる内容だったか、意識を高める内容だったかという確認は必要かなと思っております。</p> <p>マニュアルにつきましては、平成30年度に作成した後に、2回改訂をしております。その都度追記して、改訂したところを網掛けして記載してということで、結果としてボリュームが増えてしまったと考えています。</p>
笠沙座長	<p>進路指導に関わる研修は、どれくらい、いつごろされているのでしょうか。</p>
岩井教委総務課長	<p>去年につきましては、中学校で進路指導部会というものがございますので、そこに担当課が行きまして、去年でしたら6月、10月、11月の3回にわたり現場に説明に行っています。また、校長会に向けても、担当課長が注意事項を申し添えています。進路に関する説明や、ここ数年は誤記載がありましたので、誤記載の注意事項なども説明しております。</p> <p>令和2年度につきましては、コロナがありましたので、そこは十分できていなかったというような声は聞いております。</p>
笠沙座長	<p>今のところでも、他のところでも結構ですが、学校の対応での事実関係等のご質問はいかがでしょうか。</p> <p>オンラインの亀井委員は、何かご質問はございますか。</p>
亀井委員	<p>調査書の記載で、評定が実際とは違っていたということですが、出願前の三者面談で間違った評定が伝えられたということはないですね。</p>
太田学校教育部部理事	<p>聞き取りを行った結果、またこちらで調べた結果では、そういったことはございませんでした。進路決定に当たっては、正しい評定を示していたと聞いております。</p>
亀井委員	<p>本人や保護者には正しい評定が伝えられたが、その後間違った評定が、高校に送られたということですね。</p>
太田学校教育部部理事	<p>そうです。作成して送ったものが間違えていたということになります。</p>
亀井委員	<p>わかりました。しかし、私が危惧するように、もし間違った評定が、保護者と本人に伝えられていたのであれば、志望校の決定に影響を及ぼしたということになりますから、これはもう果てしないリスクになります。そういうことはないということよろしいですね。</p>
宮本委員	<p>すみません。評定を「5」と信じて、「5」の高校に志望校を決定したけれど、「3」と向こうに伝えられれば、それはそれで志望校の決定には影響するのではないですか。</p>

亀井委員	間違っただ評定が伝えられたら、その間違えた評定に基づいて高校を決定してしまいます。
宮本委員	本当は「5」なのに「3」と伝えられたら「3」の高校に志望することになりますね。でも今回はそれがなかったということですね。
太田学校教育部理事	ご指摘の通り、もしそういうことが起こってしましたら、進路選択に非常に大きな影響を与えていたと考えておりますので、そこも丁寧に聞き取りをさせていただきますが、今回そういう事例は出てきておりません。
亀井委員	わかりました。私はこの委員をお引き受けしたときに、このことがあるとんでもないことだなと思っていたので、安心いたしました。
笠沙座長	担任と生徒、保護者との信頼関係に関わる場所でもありますので、しっかり伝えられて、本人たちが納得してということもあるでしょうから、誤った伝え方がなかったということで理解するということだと思います。 今の件に関わっても結構ですし、別の問題でも結構ですが、学校の対応というところで、ご質問はございませんでしょうか。
太田委員	太田です。保護者の代表として、今回来させていただいていますが、基本的なところでわからないことがあるので教えていただきたいです。 そもそも評定の結果は、高校に合格したときに、開示請求で子どもや保護者に教えていただけるものだったのですか。私の子どものときはそういうことがあるというのを全然知らなくて。そもそも評定は数字なので、今考えれば、人間です間違いえることもあるというのは理解できますが、今まで間違えられることがあるという視点が保護者としてはなかったです。開示請求ができるということも知らなかったもので、それは学校から、例えば三者面談のときにでも伝えていただけるものなのではないでしょうか。 あと、担任の先生や複数の方で、学校できちんとチェックをしていただくこと。子どもたちが3年間本当に頑張ってきた結果の数字が間違えられるっていうのは、人生を変える大きなショックだと思います。なので、合否に影響するまでの間に、これを防ぐ努力をしていただきたくったなと強く思います。
笠沙座長	今のご質問で開示請求について、いつ頃からそうになっていたか、あるいは保護者に伝えるようなことをされていたかどうか、その辺いかがでしょうか。
太田学校教育部理事	本当に重大な事態を引き起こしたと改めて感じています。 高校に進学してから、高校に対して一定期間は口頭の開示請求ができます。それからその期間を過ぎても1年間は大阪府教委に対して情報開示という方法があります。そのことを各中学校で子どもたちや保護者にしっかり伝えているかという点、私はできてないのではないかと思います。 確かにおっしゃる通り、そういうことがわかっているならば、もちろんそれがあるからきちんとやるという話では全くなく、しっかりやらないといけないことですが、そういうことも今ここで提案いただいたのかなと受け止めています。
笠沙座長	受験前の開示請求ということはどうなっていますか。
太田学校教育部理事	調査書についての開示請求は原則としては次年度の4月1日になってからということになります。受験前あるいは受験中にはできません。
笠沙座長	制度の確認でした。他いかがでしょうか。
岡田委員	岡田です。元々府立高校にいた立場でお答えさせていただきますと、開示請求に関しては4月1日から一定期間、求めに応じて評定等を開示しております。 先程の亀井先生が指摘された、懇談で伝えたことと実際提出している調査書が違うかどうかという点については、多分正しい評定だったと思います。開示請求で初めて、中学校で聞いていた数値と、高校で開示された数値が違っていたからこそ、この合否の間違いが明らかになったものと考えます。絶対ないとは言えませんが、今回の堺の事案に関してはそういうことだろうと思います。 まず、この合否に間違いがあった生徒自身、今どうしているのかということが、教育に関わる者や保護者の立場からすれば、本当に心配な状況であると思っています。その子どもたちが高校生活を何らかの形でうまくスタートできているかどうか

	<p>というのも気になっています。</p> <p>もう一つは、マニュアルが膨大化して、形だけのマニュアルになっていないか。現場で結果的に誰か1人だけがやって、担任はチェックしなくていい、みたいになり、複数のチェックができてないということであれば、失礼な言い方ですが、起こるべくして起こったということだと思います。</p> <p>例えば、先ほどのマニュアルの後ろの方に、別紙4でチェックリストがあります。このチェックリストに、学校長が責任を持って間違いありませんということで、名前を入れると思います。学籍・成績管理者というのは、先程のご説明だと、教務主任が、1年生からの指導要録に記入する評定を入れているのだと思います。何を言いたいかというと、チェック日の横に点検者2人の欄がありますが、2人で本当にチェックしているのか。異なる2人がダブルチェックするとマニュアルには書かれてあります。これを生徒も保護者も信頼し、受け入れる学校も信頼して、入試という公平な制度が成り立っていると思うのですが、この辺が実態としてどうであったのかと思います。先程のようにマニュアルも理解できてない、担任は忙しそう、みたいな状態が、結果として不幸な生徒を生み出したのだと思います。この点検表がどの程度有効であったかをヒアリングなどされているのであれば、お教え願いたいです。</p>
笠沙座長	いかがでしょうか。
太田学校教育部部 理事	<p>今回の事が起こって、チェックリストについても、一定虚偽の報告があり、本来違う人間が別々にやっているはずのことが十分にできていなかったということがわかってきている部分がありますので、今おっしゃった通り、このチェックリストで、1人がチェックした、それから別の人が別の機会にしっかりと見たというようなことを担保していくやり方も必要で、このチェックリストさえあればいいというものではなかったなと思います。市教委はチェックリストがあるのでやってくださいという言い方をずっとしてきたと思うのですが、それが十分に機能してなかった。実際にマニュアルにもたくさん注意点や留意点を書いています、指導していましたが、終わってなかったかということをお私達は骨身にしみて感じているところで、それをきちんと学校にしてもらおう創意工夫や他のやり方があったのではないかと考えています。</p>
笠沙座長	ありがとうございます。チェックリストが十分機能してなかったということだと思います。他はいかがでしょう。
岡田委員	<p>今回とは反対に府立高校での採点ミスにより、本来合格の生徒が不合格になった事案がありました。当該校の校長ではありませんでしたが、マニュアルを府教育委員会から示されて、本当に大変でしたが、必ずダブルチェックをするということを校内で徹底しました。再発防止を考えれば、マニュアルはポイントとフロー図を中心にして、異なる人間が必ずチェックするというだけでも、かなりの確率でチェック機能が果たせると思いました。</p> <p>調査書を送る側と受け入れる側の双方でダブルチェックがあつて初めて、子どもたちの進路保障や進路実現につながるということをもう一度確認してもらうためにも、厳しいことを言いますが、この辺が形骸化していたのではないのでしょうか。</p> <p>そうすると、資料4の6ページの学校の対応のポイントは、はっきり言って、教員の意識、進路指導主事の意識、もっと言えば、管理職自体の責任感だと思います。現場の教員は本当に疲弊しています。ですが、義務教育最後の教育的指導は進路指導だと思います。マニュアルの改善も必要だと思いますが、最後に義務教育として送り出すところで、学校として責任を持つべきところだということ、改めて中学校の管理職も考えてチェックすることが大事だと思います。そう考えると、このポイントの部分は、現象面に関しては書かれていますが、学校組織としてあるべき姿、責任というところをもっと踏み込んでいいのではと思います。</p>
笠沙座長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私から質問ですが、こういった書類作成などは事務作業の部分もあると思いま</p>

	すが、各学校の事務職員はこの業務に関わるような体制にはなっているのでしょうか。
太田学校教育部部理事	ご指摘の点ですが、教員が作成し、学校の事務職員はこの業務については関わっていないと思います。
笹沙座長	なぜお聞きしたのかというと、当然評定をつけるのは教員ですが、体制を作ったり、ミスがないような事務の進め方は、事務職員がいろいろと配慮できる部分もあるのではないかと思いますので、今後のあり方を考えるときに一つのポイントになるかもしれないなと思います。もちろん関われないのであれば仕方ないですが、事務能力という点では事務職員が長けているはずなので、マニュアルの理解は事務職員の方がして、その指導のもとで、ということもあり得るんじゃないかなと思いました。それは今後の検討課題になろうかと思います。
笹沙座長	では「3. 教育委員会事務局の対応」でご説明なさったところでご質問はございませんか。 この事案について、事務局内の体制として、何か特別なものを作られたことはあるのでしょうか。
岩井教委総務課長	6年間連続で誤記載が発生しているということで、現在、担当課ではなく、教育委員会事務局総務部と、進路指導の経験のある担当課ではない職員、そして市長部局の行政部の職員にもご協力いただき、第三者的な立場で冷静に分析をして、対策を講じられないかというところで動いているところでございます。
笹沙座長	今のような体制は堺市教育委員会では初めての体制ということでしょうか。
岩井教委総務課長	はい。私も10年近く教育委員会にいますが、このように教育系と行政系で、教育委員会全体として対応するのは初めてだと思います。
笹沙座長	それだけ危機的な事案だということで、全市挙げて取り組んでいらっしゃるという印象を持ちました。 他はいかがでしょうか。
宮本委員	9ページのポイントの三つめについて伺いたいのですが、「顛末書に記載された対応策」というのは再発防止策だと思いますが、現場が言う再発防止策を本当にやっているかどうかの確認をしてないということで、通常の企業で言えばPDCAを回せていないと読めるので、一般的な企業の感覚からするとびっくりという感じです。これは、学校がすべきことだったという整理なのでしょう。
岩井教委総務課長	誤記載の顛末書を当該校が教育委員会の生徒指導課に提出しております。その中で、当該校において、今後の再発防止についてこういうことをしていきますと書いて提出しているのですが、残念ながら、翌年の調査書作成にあたりまして、それが本当に実行できているかという確認はこれまでしていません。本来指導主事が学校訪問をして学校運営の進捗管理をする中で、そういう視点も入れて確認すべきところだったと思いますが、そこまでは至らなかったということです。憶測ですが、学校がすることだろうということで、見過ごしていたのかなと思っております。
宮本委員	本来PDCAは、プランを作った人が実行して、チェックして、アクションして、さらにもう1回アクションを起こすということなので、本来的には現場の人がやるのが筋かなと思います。なので、第一義的には現場かなと私も感じるのですが、やってない人に言っても仕方がないので、現場でやってないからこそ、翌年も似たり寄ったりの話が起きたということになれば、教育委員会からおっしゃっていただくしかチェック機関がないということになると思います。まずは一義的に誰の仕事で、二義的に誰の仕事かということところは、はっきり書いていただいた方がいいのかなと感じました。
岩井教委総務課長	誤記載は毎年発生していて、アルファベット表記を見ていただくと、一部同じ学校が2回起こしているところがございます。 ただ基本的には新たな組織で誤記載が発生しております。対応策の実施が確認できていないのは教育委員会事務局でございまして、学校が実施しているかどうかを把握してないということです。宮本委員がおっしゃる通り、通常は学校で学校運営の目標を立て、最後の学校評価を行って、本来PDCAを回すというこ

	<p>るであります。こういう事態であれば、管理監督する教育委員会で本当に実施できているかというところを逐一確認していくか、通常の学校運営に委ねたかというところで結果が分かれたのかなと思います。</p>
笠沙座長	<p>亀井委員、何かご質問ございませんでしょうか。</p>
亀井委員	<p>やはり調査書の評定の計算にシステムが導入されたことで、扱い方やコピー&ペーストのミスが起きていて、そういったシステムが足を引っ張って誤記載になったということではないかなとも思います。私も高校の担任をしていたときに、大学向けの調査書作成では当時手書きしていましたし、自分の子どもが高校に進学するときには三者面談があって、通知表で評定が何になるかというのは気にしていました。なので、再発防止に取り組むなら、最後に評定を保護者や本人の前で開示することが必要だと思います。堺市は調査書としてこれを送りますというのを見せてから送るぐらいでないと再発防止にならないのではないかなと思います。</p> <p>私の経験から言いますと、電卓で計算して手書きしていた時代には考えられないミスなので、システムがかえって足を引っ張ったのかなということと、これだけの問題を起こしたら、やはり本人や保護者の前で見せて、この評定で送らせてもらいます、というぐらいでないと駄目なような気がします。</p>
笠沙座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回の事案の一番大事なポイントかもしれませんが、ただこういうシステムを導入した背景には、やはり非常に業務が増えたということもございますので、そういったことも今後考えていかなければいけないということだろうと思います。</p> <p>教育委員会の対応というところで、他に皆さん気になることはないでしょうか。</p> <p>対応に入らないかもしれませんが、令和3年度の事案でA校とB校に集中して起こっていて、しかも可否に影響するような事案もそれぞれあったということですが、教育委員会の方からご覧になって、A校、B校というのは、こういったことが起きそうな学校だというような認識はあったのでしょうか。あるいはそれがもしわかっていたら、それなりのサポートも必要だったということも、検証という点で言えば考えられるのですが、そのあたりはどうだったのでしょうか。</p>
太田学校教育部理事	<p>本来絶対間違えてはならないもので、それがどれだけ忙しくても条件的に悪くても、子どもたちのために何が何でも正しいものを送らなければならないというのは申すまでもないと思います。</p> <p>事前に2校について、何か問題意識を持っていたとか、特に調査書の作成にあたって課題があるだろうと考えていたわけではありません。すべての学校でそれぞれの課題を孕んでいるところはあります。業務の集中で、例えば教員が兼任している、他の授業がたくさんあるといったことはあるとは思いますが。</p> <p>ただ、そういうことはあっても、これは起こってはならないことだなと思っていましたし、先ほどお話があった顛末書に記載された対応策の確認というの、多くの学校が対応策としては、マニュアルを遵守します、今まで2人でやっていたチェックを3人にしますとか、そういう方向に行っていたのではないかと、我々もそのことについて、マニュアルができていけばできるんだというような思い込みがあって、それ以上の追究をしてなかったというのは、今おっしゃられている通りだと思います。</p> <p>さらに先ほど指摘があったソフトを使うことによって、綺麗な画面で表示されている文章や数字を疑うことがなかなか難しいということはあると思います。</p> <p>ただ、これはぜひ今後改めていきたいなと思っているのは、出来上がった調査書の開示についての扱いで、今貴重なご意見をいただいたなと思っていますので、それも含めて、今後またご提言いただいて検討していく材料になるかなと思っています。</p> <p>実際にそれぞれの学校で起こってしまったミスは起こりやすいミスです。1人の生徒の入力を間違えたというようなものではなくて、行ずれであったり、ソフトでのデータの取り込みのときにデータを間違えたというミスであったり、あるいは特別選抜、一般選抜と2回に分けて調査書を作成しなければならないのです</p>

	<p>が、それを取り違えたというようなこと、こういったことはやはり間違いが多く起きてくることだと思いますので、そのことも大きな原因ではないかなと思います。2校で起こったミスは多くの生徒を巻き込むような間違い方であったというのは否めないと思います。</p>
笠沙座長	<p>ありがとうございます。 他に教育委員会の対応のところ、何か気になられることはございませんか。</p>
岡田委員	<p>一点確認で、先程画面上で確認したというミスですが、基本的には打ち出した紙で照合するというのが原則でよろしいですね。 それと、資料4の8ページの生徒指導課職員への聞き取りというところですが、その前に、生徒指導課は、生徒指導対応で本当に大変な部署というのはよくわかります。また、あまり進路指導主事を経験した職員がいないということですが、進路指導主事を経験した人がいるかないかというよりも、学校現場がちゃんと遂行しているかどうかをチェックすることの方が大事だと思います。 また、進路指導主事の研修だけでなく、各学校全教員で見えるようなオンライン研修を教育委員会としてこの時期に実施するので、校内研修として全員見てください、というような研修をすること、それと、マニュアルや何かミスが起こった場合の相談窓口として、生徒指導課で入試や指導要録、調査書に関して何かあれば答えるという担当だけでも設置しておく、学校としては非常に安心だと思います。府立高校でも入試業務等で何かあったり、心配な点がある場合は府の学事課というところに電話すると、必ずそれに関して答えてくれます。どんな細かいことでも、やはり入試のことなので、まず確認できるような体制が必要だと思います。 それと、生徒指導課職員の方への聞き取りについては、一生懸命頑張っている人たちに、本当に辛い聞き取りをされたなと個人的には思います。ただ、四つめの枠で、「調査書作成の作業内容に対する認識」に課題認識が書いてありますね。ノウハウが蓄積され難い、詳細を理解してない管理職・教員がいるとなれば、それに対する対応として、具体的にどうしていくかというところが大事なのだと思います。 あと、ポイントの中でも書かれていましたが、成績が間違っていたことは非常に大きいことですが、ヒヤリハットの観点から考えると、名前が間違っている時点でちゃんとチェックできていないことの表れだろうと思います。入試はミスがなく当たり前だという感覚で考えると、一つでもミスがあったということは、もっとミスがあるかもしれないという感覚を、まず教育委員会の指導主事自身が持つことが大切です。同様の感覚を現場の管理職も持つことが大事だと思います。 生徒の進路実現の中でのこういう大きなミスなので、振り返りや反省は当然ですが、今できることは何よりも再発防止に向けて具体的にどうしていくかということを確認していくことだと思います。</p>
笠沙座長	<p>ありがとうございました。1、2、3 それぞれについてご質問やご意見いただきました。 次回以降に向けて、気になることや、あるいはさらに調べる必要があるということがありましたら出していただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
太田委員	<p>システムの入力の仕方などがすごくややこしいと思います。担任を外れた先生が担当をされているというお話も先程ありましたが、こういうパソコンやデータの扱いに慣れている先生方ばかりでもないのかなと思ったりするので、今までこの問題が出るまでの間に、校長会や先生方から、システムの入力の仕方や処理の仕方について、すごく大変だとか、間違いやすいとか、ソフトは扱いにくいというような声はなかったのか教えていただけたらと思います。</p>
笠沙座長	<p>その点いかがでしょうか。</p>
太田学校教育部理事	<p>本当にこんな重大なことを引き起こしているのです、申し上げにくいところがあります。ただ、学校からは、もちろんしっかりやっていかなければならないけれど、ソフトの扱いとして難しいところはあると。マニュアルも我々の反省としては、ミスが起こったところは変えていきましたが、先ほどご意見いただいたよう</p>

	<p>に、全ての人にやり方を知らせるであるとか、そういうところも不足していたかなと思います。</p> <p>入試のシステムとして使われているので、これをすぐに変えていくというような話は出てきたことはないですが、こういうミスが実際に起こってしまっているわけで、その対応として何ができるかというところを、もっと突き詰めなければならぬところはあると思います。マニュアルの整備やちゃんとやれという指示だけでは駄目なのかなというのも考えているところです。</p>
笠沙座長	<p>他いかがでしょうか。</p>
宮本委員	<p>質問ですが、この8ページの4)の上から三つめの枠で、誤記載について合否に影響がなければ、報道機関への提供は私もいらぬかなと思いますが、この人事担当への情報提供までは考えてなかった、という部分の人事担当とはどこのことですか。</p>
岩井教委総務課長	<p>教育委員会の中の教職員の人事担当で、適正な処分等を検討する部署でございます。調査書の誤記載という事案が、処分事案に該当するかどうかという検討までは至ってないということで、合否に影響がなければ、そこまでではないだろうと判断してきたというところでございます。また、校長等の人事評価の取りまとめもありますので、そこに繋げるべきかどうかとも考えられてこなかったというところでございます。</p>
宮本委員	<p>合否に影響がなかったから被害は大したことがなかったということで、そうかなと思います。そこでもう少し厳罰に処していれば、こんなことが起こらなかったとも思います。厳罰といっても結果が大したことがないから大した罰でもないと思うので、そこで何かむしろ罰してもらった方が、ミスが起こらなかつたり、みんなピリッとしたり、重要性に気付くということもあるかもしれません。また検討課題だと思います。</p>
笠沙座長	<p>他いかがでしょうか。亀井委員、何か最後にございますか。</p>
亀井委員	<p>一般的なことですが、今こういうことになって、すごく注目されていて、マスコミも取り上げていますし、教育委員会の皆さんも、現場の先生方も非常に辛い思いをされていると思います。でもピンチはチャンスとも申しますし、これにきちり対応していけば、信頼が回復するということもあります。</p> <p>再発防止ということで、さらに何か負担がかかる、新たに業務が増えることは、もちろん再発防止策としていろいろなことがありますから仕方ないでしょうが、改善に向けて、上手く生徒や保護者にも協力してもらおうということが考えられるといいと思います。最後の最後に、評定を確認する作業というのは、私の子どもの府立高校受験ときにはありました。堺でも再発防止の具体的な作業の中で、保護者や生徒の目という部分で、うまく協力してもらおうことも考えられたらいいのではないかなと思います。</p> <p>あと、現場の先生はやはりいろいろ辛い思いをされているので、フォローも必要だと思います。メンタルヘルス的な部分もフォローするといいと思います。</p>
笠沙座長	<p>ありがとうございます。岡田委員いかがですか。</p>
岡田委員	<p>厳罰に処することがいいのかどうかというより、今回のことをしっかり受け止めて、教育委員会と学校現場、そして先生方がより信頼されるために、何が大事かということだと思います。その意味では、マニュアルも煩雑な面はありますが、このC4thのシステムは、堺市以外にも、大阪市や他市でも使っているということは、それなりに使えるソフトだろうと思います。それが特定のところだけミスが出ているのがなぜなのか、あるいは中学校数が多いのも要因になっているのかなどの分析が必要だと思います。</p> <p>また、例えば現場の担当者等からの声も聞いてマニュアルを作ること、現場としてはこれだったらできます、チェックもみんなですべてできますといった声を聞くということも、よりよい教育という意味では大事だと思います。</p>
笠沙座長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>太田委員、最後に何かございますか。よろしいですか。</p>

太田委員	はい。
笠沙座長	宮本委員もよろしいですか。
宮本委員	はい。
笠沙座長	<p>今日は、いろいろと活発なご質問やご意見をいただきましてありがとうございます。なぜこういうことできなかったのかということが、かなり見えてきたと思いますし、こういうことをしておけば防げたのに、ということもいろいろ見えてきたのではないかと思います。</p> <p>この委員会の目的の一つは原因究明です。なぜこういうことできなかったのかという責任追及だけでは原因究明はできませんので、やはりこういったことを生んでしまった背景を私たちは考えていかなければならないだろうと思いますので、表に出ている事実だけで断定はしないようにはしたいと思います。先ほど亀井委員がおっしゃいましたように、現場の先生方は辛い思いをされているということも考えながら、私たちはこの問題に向き合っていくことが大事かなと思います。責任追及してしまうと事実も見えてこないということもありますし、そういう意味で、原因究明としてなぜこういったことが起きたのだろうかというようなことを、広く学校教育の現状も含めて考えていかないといけないかなと思っています。</p> <p>あともう一つは、こういったことが起きたときに、第三者委員会だけではなく、内部でしっかり対処できる体制も必要になると思いますので、そういう意味で、今どのように当事者は感じておられるのか、私たちとしてはもっと生の声も聞いてみたいと思うところがあります。大きな事態を招いておりますので、本当のことを言いにくい雰囲気もあるかと思いますが、そういうところを聞いていかないと、こういったことがまた繰り返されるだろうと思いますので、やはり責任追及ではなくて、原因究明ということで、当事者の方が今どう思っているのかということも私達に伝えていただきたいかなと思っています。それを擁護するというのではなく、なぜこういうことが起きたのかということを考えていく上で、大事な情報ではないかなと思います。</p> <p>最終的には、信頼を得られる組織になっていただくことが必要ですので、高信頼性組織の研究もありますが、そういう高信頼性組織の特徴をしっかり踏まえた上で、そうした組織に近づくためには、堺市で何が必要なんだろうか、堺市の学校に何が必要なんだろうかというようなことも考えていただきたいですし、それについての議論が必要であれば、この場でもできたらいいかなと思います。それは再発防止にも繋がっていくだろうと思いますので、そんな議論もできたらいいかなと思っています。</p> <p>取り返しのつかないような事態になってしまったという重大な事案ですので、こういったことが二度と起きないようにするためにも、しっかり議論をしていただきたいし、それに対して私たちがいろんな示唆を与えたり、また違う意見を聞いていただくということで、堺市がこういう問題に取り組むために、少しでも力になればいいかなと思っていますので、次回以降、また委員の皆様には忌憚ないご意見をいただければと思います。</p> <p>本日は以上にしたしたいと思います。また次回よろしくお願ひします。 では、事務局の方にお返しします。</p>
橋本教育政策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今後のスケジュールでございます。今年度の調査書作成に反映させていく必要がございますので、本年8月下旬を目途といたしまして、報告書の素案についてご意見をいただきたいと考えてございます。</p> <p>現在、日程につきましては調整中ではございますが、第2回については7月下旬を、第3回を8月下旬に開催させていただく予定としてございます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
笠沙座長	それでは、以上で第1回の会議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

《閉会》